

③新たに取り組むべき課題について

■滋賀県流域治水基本方針に記載されているが条例に位置づけられていない項目

	項目	詳細な項目	基本方針記載箇所
ながす対策	水害防備林や霞堤の河川管理施設としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>水害防備林</u>としての効果が認められる場合は、<u>河川管理施設としての樹林帯に指定し保全</u> ➢ <u>Tランク河川</u>について、<u>水害防備林や霞堤等の整備・保全</u>など堤防強化以外の減災対策も必要に応じて実施 	第4章 1 - (3)
とどめる対策	二線堤、輪中堤、霞堤の具体的な整備手法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県は、流域に存在する<u>二線堤、輪中堤および霞堤</u>について、<u>治水上の役割や効果等を再評価し、現状の土地利用と整合を図りながら、機能の復元・維持や新たな整備</u>を行う。 ➢ なお、遊水機能を有する霞堤の機能の復元・維持や新たな整備を進める際、河川整備の計画洪水の処理に資する場合、本堤との間の土地を河川区域に指定することも検討する。 	第4章 3 - (1)
	家屋流失（流体力）による <u>建築規制</u>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>家屋流失</u>が想定される箇所での建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用した<u>建築規制</u> ➢ 家屋流失を対象とした建築物の耐水化ガイドラインの策定 	第4章 3-(1)-2

■水害に強い地域づくり協議会や本審議会で議論したことのある項目

	項目	詳細な項目
とどめる対策	大規模開発による <u>リスク転嫁</u> への対応	<u>大規模開発で盛土が設置</u> されたことにより、 <u>他箇所へリスクが転嫁</u> されることについて

③新たに取り組むべき課題について

■令和5年6月19日に開催した座談会で出た意見

(流域治水検討委員会の委員から継続して滋賀の流域治水に関わっている学識者6名が参加)

	詳細な内容
滋賀の流域治水の位置付け	<ul style="list-style-type: none">➤ 「滋賀の流域治水」と国施策が近づいてきている。
滋賀の流域治水の成果	<ul style="list-style-type: none">➤ 住まい方の意志決定をするにあたり、10年確率など高頻度の浸水リスクを公表したことには大きな意味がある。➤ 堤防の決壊を許さないということが大事であり、過去からTランク河川の対策（堤防強化）に取り組んできた。➤ 特に浸水リスクの高い地区で、浸水警戒区域の指定や避難計画の作成など命を守るための取組を進めたことは予想以上の進捗だった。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">➤ 想定浸水深の更新には、土砂や流木の影響など最新の知見を取り入れていく必要がある。➤ 水深だけでなく、急激な水位上昇も危険である。➤ ためる対策は各施策の治水効果が数字で表せないと取組は進まない。➤ 基本方針や条例を検討していた時代は、河川管理者としてできる範囲内の「流域治水」だった。次のステップは、河川管理者以外が「流域治水」を考慮した施策を展開できるかである。特に都市政策との連携が重要。